## 犯罪被害者等支援条例骨子(案)に対する パブリックコメントの結果について

犯罪被害者等支援条例骨子案に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見について、塩尻市の考え方をまとめましたので公表します。

## 1 パブリックコメント概要

- (1) 意見募集期間 令和5年7月24日から令和5年8月18日まで
- (2) 担当部署 生涯学習部社会教育スポーツ課共生推進係
- (3) 資料の公表場所 市役所窓口、各支所、市ホームページ
- (4) 意見の提出方法 書面、郵便、FAX、電子メール
- 2 意見の提出者数 26件(2人)

## 3 いただいたご意見の内容及び塩尻市の考え方

3	いただいたご意見の内容及び塩尻市の考え方	
No.	ご意見の内容	塩尻市の考え方
1	報道機関による過剰な取材等による二次被害	ご意見を参考に、報道対応を弁護士に依頼
	を避けるため、報道対応に代理人制度を設けて	する場合の費用の補助を予定しておりま
	いただきたい。	す。
2	貸付制度の設立をお願いしたい。	犯罪被害により死亡した方の遺族や重傷病
		を負った方への見舞金の支給を予定してお
		りますが、貸付制度については今のところ
		予定しておりません。今後の施策推進にお
		いて検討させていただきます。
3	弁護士費用について、裁判終了まで支援を手厚	ご意見を参考に、弁護士相談に要する費用
	くしていただきたい。	の補助を予定しております。
4	加害者に対しての賠償金の支払いの何割かを	賠償金の支払い義務は加害者にあるため、
	肩代わりで支払いをする制度を設けてほしい。	市が肩代わりする制度は今のところ予定し
		ておりません。今後の施策推進において検
		討させていただきます。
5	被害者の支援については、できる限りさかのぼ	相談などの支援は、過去の犯罪被害であっ
	って適用していただきたい。	ても、被害の回復に必要な支援を行ってま
		いります。一方、見舞金や補助金について
		は、原則、条例の施行日以後の犯罪被害が
		対象となりますが、被害の状況や困窮状況
		に応じて、できる限り柔軟に対応してまい
		ります。
6	担当になる職員にはコーディネーター研修を	初めて担当になる職員は、支援に対する知
	受けていただきたい。	識を習得する必要があるため、ご意見のよ
		うな研修の機会を設けてまいります。
7	1目的(1)に「犯罪被害者等基本法に基づき	ご意見を参考に、条例(案)において反映
	基本理念を定め、市の責務と市民等の役割を明	させていただきます。
	らかにする。」を追加してほしい。	

No.	ご意見の内容	塩尻市の考え方
8	2定義(4)に「市民及び市内に居住又は、勤	ご意見を参考に、条例(案)において反映
	務もしくは在学する者、市内で活動を行う者」	させていただきます。
	を追加してほしい。	
9	3基本理念(1)を「犯罪被害者等は、犯罪被	ご意見を参考に、条例(案)において反映さ
	害者等としての尊厳が尊重され、その尊厳にふ	せていただきます。
	さわしい処遇を受ける権利を有する。」に修正	
	してほしい。	
10	4市の責務に「施策を総合的・計画的に実施す	ご意見を参考に、条例(案)において反映さ
	る。」を追加してほしい。	せていただきます。
11	基本的施策(1)について、「総合支援窓口の	ご意見を参考に、条例(案)において反映さ
	設置」を明記し、可能であれば専門職を配置	せていただきます。また、専門職の配置につ
	してほしい。	いては、専門機関との連携を含め、今後の施
		策推進において検討させていただきます。
12	罪状にかかわらず広く支援対象としてほしい。	相談等の支援については、罪状にかかわら
	(財産犯、親族間犯罪等)	ず、幅広く支援を行ってまいります。一方、
		見舞金や補助金については、国の給付制度に
		準じて、犯罪被害による死亡や重傷病を対象
		とし、親族間の犯罪は原則として対象外とす
		る予定です。
13	被害者等が直面している問題について、プラ	相談室等の個室を利用するなど、プライバシ
	イバシーが守られ、落ち着いて話せる環境で相	一に十分配慮した対応を考えています。
	談に応じていただきたい。	
14	被害直後から発生する様々な手続きについ	ご意見を参考に、対応の仕方について検討し
	て、ワンストップで対応する総合的支援体制を	てまいります。
	つくってほしい。	
15	6基本的施策(2)について、被害者等が、状	ご意見を参考に、条例(案)において反映さ
	況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉	せていただきます。
	サービスを受けられるよう必要な施策を講じ	
	てほしい。(医療相談、医療従事者の紹介、受	
1.0	診料負担の軽減等)	◇ 本日よう せ/☆ トーロー しょう ここ ハン
16	被害者等が未成年であるときは、発達段階に応	ご意見を参考に、施策に反映させていただき
177	じた十分な配慮を行ってほしい。	ます。
17	関係機関等と連携し、病院等への付き添い、送	ご意見を参考に、家事・育児・介護支援サービス・時代会・カウンセル
	迎、家事、育児、介護、日常生活の支援のための採出者の派書等と悪なった様々である。	ビス、配食サービス、一時保育、カウンセリング、転民に悪士を専用の補助を予定してお
	の援助者の派遣等必要な支援を行ってほしい。	ング、転居に要する費用の補助を予定しております。
10	6 甘木的拡発(2)について 吐めれ利田の	ります。
18	6基本的施策(3)について、一時的な利用の	ご意見を参考に、市営住宅の入居要件の緩和
	ための住居の提供その他必要な支援を行うことを追加していただきたい	及び優先入居等の支援を予定しております。   
10	とを追加していただきたい。 6 基本的旋簧 (4) について 目無分の支給	級次的支援レーア Mog で同ダーを目無ム
19	6基本的施策(4)について、見舞金の支給、 無利子の貸付金のあっせん等必要な経済的支	経済的支援として、No.2 で回答した見舞金、   No.17 で回答した日常生活支援補助、No.1、No.
	無利子の質性をのめつせん等必要な経済的文 援を行うことを追加していただきたい。	No.17 (四合した日常生活文装補助、No.1、No.   3 で回答した弁護士費用補助を予定しており
	1友で11 ノーこで、旦加していたださんい。	3 (凹合した弁護工質用補助を丁足しくわり   ます。
		より。

No.	ご意見の内容	塩尻市の考え方
20	「市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るた	ご意見を参考に、条例(案)において反映さ
	め、関係機関等と協力し情報提供などを行う	せていただきます。
	とともに、事業者に対し犯罪被害者等が置か	
	れている状況や支援についての理解及び二次	
	被害の防止等に係る啓発について必要な支援	
	を行うよう努めること」を追加していただき	
	たい。	
21	「施策の総合的かつ計画的な推進を図るため	ご意見を参考に、条例(案)に反映させてい
	犯罪被害者等のための施策に関する基本的な	ただきます。
	計画を定めること」「基本計画を定め又は変更	
	しようとするときは、犯罪被害者等支援におけ	
	る様々な領域の有識者・犯罪被害等当事者の意	
	見が十分反映されるよう努めること」を追加し	
	ていただきたい。	
22	「犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の	県と連携して犯罪被害に詳しい弁護士を紹
	適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等	介することや、弁護士費用の補助による支援
	が行う損害賠償の請求の訴訟及び取り立てに	を予定しております。
	関し必要な支援を行うこと」を追加していただ	
	きたい。	
23	「被害者等が被害に係る刑事手続きに適切に	裁判に関する手続きに関しては、専門機関を
	関与することができるよう、環境整備、経済的	ご紹介するなどの施策を考えております。ま
	援助、相談機関及び団体の紹介等、必要な施策	た相談機関等の紹介などの情報提供等につ
	を講ずること」を追加していただきたい。	きましては、ご意見を参考に、条例(案)に
		反映させていただきます。
24	「学校の設置者等と連携し、学校において児	ご意見を参考に、県との連携による対応など
	童・生徒に対して被害者等が置かれている状	を検討してまいります。
	況、支援の必要性、二次被害の防止の重要性等	
	について理解を深めるための教育、その他必要	
	な施策を講ずること。」「被害者等が児童生徒で	
	あるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて	
	十分な配慮を行うこと」を追加していただきた	
	٧٠°	
25	「犯罪被害者等の置かれている状況や支援の	ご意見を参考に、県や長野県犯罪被害者支援
	必要性を理解し、適切な支援を行うため、支援	センターと連携した対応を検討してまいり
	にかかわる人材の育成を図ること」を追加して	ます。
	いただきたい。	
26	「被害者等が二次被害及び再被害を受けるこ	ご意見を参考に、警察等と連携した対応を検
	とを防止すること」「被害者等の安全を確保す	討してまいります。
	るため、保護・防犯に係る指導及び助言を行う	
	こと」を追加していただきたい。	